

参考資料4

大阪府条例第 号

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の一 部を改正する条例

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成二十二年大阪府条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例	大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例
目次	目次
前文	前文
第二章 (略)	第二章 (略)
障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する施策（第七条 第十五条）	障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する施策（第七条 第十五条）
第三章・第四章 (略)	第三章・第四章 (略)
附則	附則
障害の有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会を実現することは、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。しかししながら、大阪における障害者の雇用をめぐる情勢は厳しく、働く意思と能力を有する障害者に働く機会が十分に提供されているとはいえない。さらに、障害者だけではなく、働く意思と能力がありながら様々な事情により働くことができない状態にある人たちが、自らの能力を発揮するため働く場を求めてきたが、こうした人たちにも働く機会が十分に提供されているとはいえない状況である。	障害の有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会を実現することは、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。しかししながら、大阪における障害者の雇用をめぐる情勢は厳しく、働く意思と能力を有する障害者に働く機会が十分に提供されているとはいえない。
こうした状況を改善するためには、障害者等に働く機会を提供する事業主の取組を社会全体として促進していくことが重要である。とりわけ、障害者の雇用に際し、契約の締結、補助金の交付等により府と関係がある事業主に補助金は府税その他の貴重な財源で賄われるものであること又は府の事務及び事業の一部を担うものであることに鑑み、契約、補助等に係る事務及び事業の誠実な履行はもとより、法定雇用障害者数を満たすという強い意識に立った取組を求めなければならない。	こうした状況を改善するためには、障害者に働く機会を提供する事業主の取組を社会全体として促進していくことが重要である。とりわけ、契約代金若しくは補助金は府税その他の貴重な財源で賄われるものであること又は府の事務及び事業の一部を担うものであることに鑑み、契約、補助等に係る事務及び事業の誠実な履行はもとより、法定雇用障害者数を満たすという強い意識に立った取組を求めなければならない。
また、直ちに雇用に結び付かない人に対して、その能力や事情に応じて、障害者支援施設等における就労や在宅就業といった多様な働き方が可能となるような環境を整備することが求められる。	また、直ちに雇用に結び付かない人に対して、その能力や障害の程度に応じて、障害者支援施設等における就労や在宅就業といった多様な働き方が可能となるような環境を整備することが求められる。
障害者等が、夢や希望を持つて生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体及び府民がそれぞれの責務を果たすことを決意し、府民の総意	障害者が、夢や希望を持つて生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体及び府民がそれぞれの責務を果たすことを決意し、府民の総意

	意としてこの条例を制定する。	としてこの条例を制定する。
第二条 (目的)	この条例は、障害者その他就職することができ困難な者（以下「障害者等」という。）の雇用の促進等と雇用の促進及び職業の安定をいう。以下同じ。一と就労の支援に關し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の施策的基本となる事項を定めてこれを推進し、及び府と関係がある事業主の障害者等の雇用の促進等を図り、もつて障害の有無その他の事情にかかわらず働くことにより生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、障害者の雇用の促進等（雇用の促進及び職業の安定をいう。以下同じ。）と就労の支援に關し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、及び府と関係ある事業主の障害者の雇用の促進等を図り、もつて障害の有無にかかわらず働くことにより生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
第二条 (基本理念)	障害者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるることを目指して、行わなければならない。	障害者が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを目指して、行わなければならない。
第三条 (府の責務)	府は、前条に定める基本理念にのっとり、障害者等の雇用の促進等と就労の支援のための施策を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。	府は、前条に定める基本理念にのっとり、障害者の雇用の促進等と就労の支援のための施策を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。
第四条 (事業主の責務)	3 2 第四条 (略)	2 第四条 (事業主の責務)
第五条 (事業主団体の責務)	事業主は、障害者以外の就職することが困難な者について、雇用の機会の創出及び拡大を図ることとともに、一人一人の事情に配慮しながら動きやすい職場環境を整備し、府が実施する施策に協力するよう努めるものとする。	事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障害者の雇用の促進等のために必要な情報の提供及び助言に努めるものとする。
第六条 (府民の責務)	府民は、障害者等の雇用と就労に関する理解を高めるとともに、府が実施する障害者等の雇用の促進等と就労の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。	府民は、障害者の雇用と就労に関する理解を高めるとともに、府が実施する障害者の雇用の促進等と就労の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。
第二章 障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する施策	第二章 障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する施策	第二章 障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する施策
第八条 (職業訓練の充実)	府は、大阪障害者職業能力開発校等において、障害者等に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練の充実を図るものとする。	府は、大阪障害者職業能力開発校等において、障害者等に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練の充実を図るものとする。
第九条 (企業への就職等の支援)	府は、障害者支援施設等（地方自治法施	企業への就職等の支援

	<p>行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百六十七 条の二第一項第三号に規定する障害者支援施 設等をいう。以下同じ。）において生産活動に 従事する障害者等の企業への就職等を支援す るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹 介を行う等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百六十七 条の二第一項第三号に規定する障害者支援施 設、地域活動支援センター、障害福祉社サービス 事業を行う施設又は小規模事業所をいう。以下 同じ。）において生産活動に従事する障害者の 企業への就職等を支援するため、雇用情報の提 供、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置 を講ずるものとする。</p>
	<p>（就業及び生活上の支援）</p> <p>第十二条 府は、法第二十七条第一項に規定する 障害者就業・生活支援センターその他の関係機 関と連携して、障害者等が職業生活における自 立を図るために就業の支援及び就業に伴い必 要となる日常生活又は社会生活上の支援を行 うものとする。</p>	<p>（就業及び生活上の支援）</p> <p>第十二条 府は、法第二十七条第一項に規定する 障害者就業・生活支援センターその他の関係機 関と連携して、障害者が職業生活における自立 を図るために就業の支援及び就業に伴い必要 となる日常生活又は社会生活上の支援を行う ものとする。</p>
	<p>（障害者等の職場環境整備等支援組織）</p> <p>第十二条の二 知事は、障害者等の特性、事情等 に配慮した動きやすい職場環境の整備等に資 するため、障害者等及び事業主を支援する法人 その他の団体であつて、知事が定める基準に適合 するもの（以下「障害者等の職場環境整備等支 援組織」という。）を認定するものとする。</p>	<p>（障害者支援組織認定等審議会の意見を聽かなければならぬ。）</p> <p>2 知事は、前項の規定による認定をしようとする ときは、あらかじめ、障害者等の職場環境整 備等支援組織認定等審議会の意見を聽かなければ ならない。</p> <p>3 知事は、障害者等の動きやすい職場環境の整 備等に向けた支援の適正を期すため、障害者 等の職場環境整備等支援組織に対して、当該支 援の状況に関する報告を求め、又は必要な指示を することができる。</p> <p>4 知事は、障害者等の職場環境整備等支援組織 が第一項の基準に適合しないものとなつたと 認めるとときは、同項の認定を取り消すこととで きる。</p>
	<p>（障害者支援施設等からの物品の買入れ等）</p> <p>第十二条 府は、障害者支援施設等（地方自治法 施行令第二百六十七条の二第一項第三号に規定 する障害者支援施設、地域活動支援センター、 作業所に限る。）及び法第七十四条の三第三項 に規定する在宅就業支援団体において生産活 動に従事する障害者の就労の支援のため、自ら 率先して障害者支援施設等及び在宅就業支援 団体から物品を買入れ、又は役務の提供を受 けるとともに、事業主に対して同様の措置を講 ずるよう要請するものとする。</p>	<p>（障害者支援施設等からの物品の買入れ等）</p> <p>第十二条 府は、障害者支援施設等及び法第七十 四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体 において生産活動に従事する障害者の就労の 支援のため、自ら率先して障害者支援施設等及 び在宅就業支援団体から物品を買入れ、又は 役務の提供を受けるとともに、事業主に対して 同様の措置を講ずるよう要請するものとする。</p>
2	<p>府は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業 の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律 第九十一号）第六条に規定する母子・父子福祉 団体等の受注の機会の増大を図るため、自ら率 先して母子・父子福祉団体等から物品を買入れ れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主 に対して同様の措置を講ずるよう要請するも のとする。</p>	<p>府は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業 の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律 第九十一号）第六条に規定する母子・父子福祉 団体等の受注の機会の増大を図るため、自ら率 先して母子・父子福祉団体等から物品を買入れ れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主 に対して同様の措置を講ずるよう要請するも のとする。</p>
3	<p>府は、生活困窮者自立支援法（平成二十五年 法律第二百五号）第十六条第三項に規定する認定</p>	<p>府は、生活困窮者自立支援法（平成二十五年 法律第二百五号）第十六条第三項に規定する認定</p>

	<p>生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るために、自ら率先して当該事業を行なう者から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けたこととともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。</p>
	(公契約等の活用)
第十二条(一)府は、府を当事者の一方とする契約(知事が定めるものに限る。)において、その性質又は目的に応じ、総合評価一般競争入札等(地方自治法施行令第六百六十七条の十の二第一項に規定する総合評価一般競争入札その他三項に規定する契約の相手方を決定する方法をいう。)を活用することにより、事業主が障害者等の職場環境整備等支援組織の活用その他の障害者等の雇用の促進等と就労の支援に資する取組を行つていることを勘案するものとする。	
2 前項の規定は、府の公の施設(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。(以下同じ。)について指定管理者(同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をするため、公募の方法により事業主を選定する場合に準用する。	
(府職員の採用)	
第十三条(略)	
2 府は、障害者以外の就職することが困難な者について、採用の機会の創出及び拡大に向けた環境整備を図るよう努めるものとする。	
(啓発活動の実施)	
第十四条 府は、国、市町村、事業主団体及び民間の団体と協力して障害者等の雇用と就労に関する事業主及び府民の理解を高めるため、啓発活動を行うものとする。	
(顕彰)	
第十五条 知事は、障害者等の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰を行うものとする。	
2 知事は、前項に規定する顕彰を行うときは、あらかじめ、障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会の意見を聽かなければならぬ。	
(府と関係がある事業主の責務)	
第十六条 府と契約を締結し、府の補助金の交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする事業主は、府税その他その貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は府の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて府の施策の実施に協力する責務を有するものであつて、その雇用する労働者の数に対する障害者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障害者の雇入れに努めなければならない。	
(府と関係がある事業主の責務)	
第十六条 府と契約を締結し、府の補助金の交付を受け、又は府の公の施設(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。(以下同じ。)について指定管理者(同法第二百四十四条の二第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする事業主は、府税その他その貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は府の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて府の施策の実施に協力する責務を有するものであつて、その雇用する労働者の数に対する障害者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障害	

者の雇入れに努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 (大阪府附属機関条例の一部改正)
- 2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一 (略) （第一条関係）				別表第一 (略) （第一条関係）			
一 議会等 の 措置 番 り 業 主 の 調 査 審 議 に 關 す る 事 務	二 大阪府障 害者等の 職場整 備等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	三 大阪府障 害者等の 雇用の 促進等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	四 大阪府障 害者等の 雇用の 促進等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	一 議会等 の 措置 番 り 業 主 の 調 査 審 議 に 關 す る 事 務	二 大阪府障 害者等の 職場整 備等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	三 大阪府障 害者等の 雇用の 促進等と 就労の 支援に 関する 条例(平 成三十二 年大阪府 条例第八 十四号)第 十一条の二 第一項及び 第十一 条第一項 に規定す る事務	四 大阪府障 害者等の 雇用の 促進等と 就労の 支援に 関する 条例(平 成三十二 年大阪府 条例第八 十四号)第 二十 三条第二 項又は第 二項の規 定により その氏名等 を記載し た事業主 が締結す る事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成三十二年大阪府条例第八十四号)第十一 条第一項及び第十一 条第二項に規定する事務	大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成三十二年大阪府条例第八十四号)第二十 三条第二項又は第二 項の規定によりその氏名等を記載した事業主が締結する事務
議会等 の 措置 番 り 業 主 の 調 査 審 議 に 關 す る 事 務	大阪府障 害者等の 職場整 備等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	大阪府障 害者等の 雇用の 促進等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	大阪府障 害者等の 雇用の 促進等と 就労の 支援に 関する 条例(平 成三十二 年大阪府 条例第八 十四号)第 十一条の二 第一項及び 第十一 条第一項 に規定す る事務	議会等 の 措置 番 り 業 主 の 調 査 審 議 に 關 す る 事 務	大阪府障 害者等の 職場整 備等の 措置番 り業 主の 調査審 議に關 する事 務	大阪府障 害者等の 雇用の 促進等と 就労の 支援に 関する 条例(平 成三十二 年大阪府 条例第八 十四号)第 十一条の二 第一項及び 第十一 条第一項 に規定す る事務	大阪府障 害者等の 雇用の 促進等と 就労の 支援に 関する 条例(平 成三十二 年大阪府 条例第八 十四号)第二十 三条第二 項又は第二 項の規定 によりその 氏名等を記 載した事 業主が締 結する事 務